

平成27年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成27年 7月10日 (金) 10時00分 ~ 12時00分
開催場所	産業貿易センターB102号室
出席委員	佐土原委員 (会長)、奥委員 (副会長)、井上委員、小長井委員、田中(稲)委員、田中(伸)委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、岡部委員、小熊委員、木下委員、葉山委員
開催形態	公開 (傍聴者16人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長、副会長の選出 2 (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋町地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書について 3 アイテック株式会社 (仮称) アイテックエコパーク横浜事業 計画段階配慮書について 4 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 計画段階配慮書について
決定事項	平成27年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録確認 2 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋町地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書について <ol style="list-style-type: none"> ア 審査会に対し、事務局が意見聴取を依頼した。 イ 概要を事業者が説明した。 ウ 質疑 <p>【小長井委員】 環境影響評価という議論の枠組に入るかどうかかわからないのですが、検討項目の中に地震に関する話というのは全く入れなくてよろしいのでしょうか。</p> <p>【事業者】 配慮書の作成にあたりまして第3章に入れております内容につきましては、配慮指針に基づく項目が掲げられておりますので、それに基づいて事業者側の考えを書かせて頂いているということです。地震等に対する考え、若しくは建物に対する考え方、対処の仕方につきましては、当然のことながら安全性に配慮しながら、地域のボーリング調査で地質状況を確認したり、横浜市でまとめられている、先ほどお見せした地震のマップですとか液状化の状況、想定ですとかそういったところに十分配慮しながら建物の設計を進めていく考えでおります。</p> <p>【小長井委員】 たぶんその点に関わりあると思うのですが、きわめて高層の建物が建つということと、それから昔ここは平沼というか、横浜の入り江、干潮帯だったところ、昔の明治の迅速測図だと海の中だったところ。液状化のマップは出ていても、例えばこの前の東北の震災で新木場の液状化マップと実際に液状化していたところは違って、そういう意味でこの横浜市で出ている液状化マップというのは「可能性がある」という言い方をしているわけです。併せて、その長周期の地震動がきた場合に屋上に、もし貯水とかいろんな施設があった場合に、どのような影響があるのか、浦安の高層ビルで何があったのかとか、そういったもの</p>	

に配慮していただいて、環境に係る問題が出るのであれば検討していただきたいと思います。

【事業者】 いただいたご意見をこちらで検討しながら計画を進めていくようにして参りますので、引続きご意見をよろしく願います。

【佐土原会長】 今の関連で私からも、環境配慮の中でエネルギーのことで色々と対応されていると思いますが、災害の時にやはり高層ビルですとエネルギーが止まったり、水が止まったりすると全くそこに居られないということになります。そうすると周辺に非常に大きな負荷を掛けるということになりますから、環境への取組とともに災害時のエネルギー等の確保ということも、今の話と関連してご配慮いただければと思います。

【事業者】 防災については今、横浜市と、色々と調整をさせていただきながら進めておりますので、引続きそういったことに対応できるように計画を進めていきます。

【津谷委員】 二点ありまして、一点は耐震性の関係の繰り返しになりますけれども、長周期地震動に対するの対応です。マスメディアから得た情報ですが、最新の国の耐震基準で計画を立ててみて、最新の長周期地震動の見解をシミュレーションしてみると高層建築物が倒壊したと、倒壊する可能性があるということで計画を変えたところが大阪の高層ビルであったということを知っております。それからこの横浜の計画の隣に建つ高層ビル、これも長周期地震動、耐震性を原因の一つとして高さを低くしたという話を聞いておりますので、長周期地震動に対するの最新の知見を十分に考慮して耐震性の設計をしていただきたいというのが一点です。

それからこの計画を見せていただいて、お聞きしたいのが道路の渋滞、混雑の関係、この関係がとても気になるところです。工事段階、供用段階それぞれ渋滞、混雑が起こらないように格別の配慮をしていただきたいというお願いです。以上の二点です。

【事業者】 まず地震につきましては先ほどのお話の通り、今後の最新の考え方、モデルというものを想定しながら検討させていただきます。それから道路の渋滞につきましては、今回、当初は商業ですとかオフィスというものを想定しながら行っていたのですが、非常に車のことを皆さま心配されるということもありまして、比較的車の発生が少ない、住宅、ホテルを中心にしまして、商業施設の部分については店舗部分でいいますと6千㎡弱ぐらい、わりと少なめの交通量になるような形で現在検討を進めております。また、周辺の皆様も、かなり気にされているところだと思いますので十分配慮しながら検討を進めたいと思っています。

【奥副会長】 本計画建築物は高層棟と低層棟から構成されるわけですが、ご説明の内容を聞いていますと、高層棟を中心とした内容のように伺いました。計画断面図、スライド8も高層棟部分しかないわけですが、低層棟はどういった内容の施設になるのか、お考えをお伺いしたいということが一点です。

関連しますが、基本的な配慮事項の一番最初の項目、スライドでいいますと24になりますが、計画地の選定や施設配置等の検討にあたって周辺環境への影響を少なくするという項目に対して、どういったことを考えているのかお答えとして示されなければいけないのですけれども、24のスライドの中身はこの配慮事項に対する答えにはなっていない気がいたします。配慮書本体を拝見しても98ページになりますが、配慮の内容

を見ますと、そもそも計画地の選定はここに配置すると決まっているので、他に動かすのはなかなか難しいと思うのですが、施設配置等の検討に当たっての環境影響への配慮をどういうふうを考えていくのかという、これに対しての答えが十分にここには表されていないと思います。

先ほどの最初の質問に関連しますが、高層棟を駅側に配置して低層棟は北側に配置するといったような施設配置等を、そもそもそこに持たせる機能も併せてですが、環境への影響との関連で検討されてこういうふうになったのか、もう少しご説明いただいた方が良いのではないかと思いますので質問いたします。

【事業者】

先ほどのスライドの中で、配置図と断面図の2面しか出てないという状況にあり、なかなかわかりづらいかと思います。先ほどのスライドの高層棟の部分について、その下の部分を含めて全てが低層棟という形の構成となっております。低層棟の形態や、使い勝手につきましては建築の担当の方から説明をしたいと思います。

まずご質問の中でありました低層棟の内容について、配置図の中で高層棟、低層棟と書いてありますけれども、高層棟と書かれている部分の縦に長い長方形のそこを高層棟といっています、その他低層棟の文字は北側に書かれていますけれども、その高層棟の長方形以外の黄色い色が付いている部分、これが全て低層棟という形になっております。低層棟の内容としましては基本的に商業を中心とした複合施設になります。また住宅のエントランスですとか、住宅の駐車場の乗込み口ですとかそういった交通関係のものが入ってまいります。それと併せまして低層部分は歩行者ネットワーク、右側線路側にあります歩行者デッキと接続するような形で検討しています。

また、二つ目のご質問でありました施設配置に対する配慮ということですが、今回敷地が不整形な三角形の形をしている関係で、まず高層棟の位置をどうするかというところは、法的な規制ですとか敷地の形状からだいぶ狭められている計画です。その中で高層棟につきましては北側への影響等も考えまして、南北方向に長い形で出来るだけ構造上コンパクトに配置するということをしております。足元の空地ですとか、低層棟の屋上部分に計画いたします屋上広場、そういったものを確保するために高層棟は出来る限り、平面形状を小さく、コンパクトにということになります。それから東西方向の長さを極力短くする、こういったことに配慮して配置しました。

【奥副会長】

ありがとうございました。確認ですが、スライド8でいいますと、高層棟の断面図の複合施設4層というようにピンクになっている部分のところがそのまま低層棟まで続いていくという、そういうことでよろしいですか。

【事業者】

はい。結構です。

一棟です。一棟の建物で低層棟という棟はないです。低い所は大きい建物で上に高層棟が建っている、二棟あるわけではないです。

【奥副会長】

スライド7は高層棟、低層棟とそれぞれ書いてあるので、そこがたぶん誤解を招いてしまうのかと思います。低層棟という部分についてのご説明がやはり十分ではないと思いますので、気を付けていただければと思います。

一点確認させていただきたいのは、住宅施設は高い部分の30フロアにな

るようですが、戸数としてはどれくらいになる予定ですか。

【事業者】

まずは最初の方のお話で今後表記としまして、高層部分、低層部分程度の書き方に改めさせていただく、もしくは、色をちょっと変えて全体に低層あります、ということがわかるように書くようにします。

それから住宅の戸数につきましては、最初に計画の年限が出ていたかと思うのですが、まだ完成するのが7～8年ぐらい先ということになりますが、いま現状では450戸程度を考えております。まだ戸数は変わると思います。

【横田委員】

配慮事項の(1)-2の生物、景観に関するものですが、この計画地は台地の民地も含めた緑地等と、沿岸部の緑地を連続するうえでの結節点になるようなところだと思いますけれども、その上で低層棟の屋上の緑化空間の仕方に関して伺いたいと思います。現状は歩行者の利用度の高いところに緑地が配置されているプランになっていますが、考え方によっては北側の緑化空間を人と隔離した形で確保して東横フラワー緑道等との連結性を高めるという考え方もあるかと思いますが、このような緑化空間の考え方は現状どうなっているのかということをお伺いします。

【事業者】

緑化の考え方についてご説明します。基本的に今回建物がある程度規模が大きいということで、一階の地上部分に緑化をとる面積というのがどうしても限られてきてしまうということがございます。それを受けましてデッキ上それから屋上部分、こちらの方に緑化をしていくという方針を固めました。屋上部分というのは人の目に触れない部分ということではあまり緑化の意味がないということで、基本的に人の目に触れやすい歩行者デッキ沿い、ここを中心に緑化を行っております。これは駅からフラワー緑道へ行く緑のネットワークという意味合いを含めまして、連続的に緑を配置していくということを考えております。また、低層部分の屋上に屋上広場を設けますけれども、そこに上がっていく階段、そういったところにも緑化を連続的に設けましてデッキレベルから屋上広場部分まで連続した緑化というものを計画しています。また、屋上緑化につきましてもある程度高木も含めて配置していくというようなことを検討しております。

【横田委員】

北側から生物の飛来を考えると、北側の低層棟の屋上緑化空間とペDESTリアンデッキレベルとの緑の連結性についても検討いただけますと幸いです。

【田中稲子委員】

一点だけ、お願いになります。本日のスライド資料の29ページの環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例等の遵守ですけれども、現状ではCASBEE横浜Aランク以上を目指すところなのですが、やはり横浜の玄関口ですし、ここ最近新築案件がない中で高層のかなりシンボルとなるような建物ですので、是非Sランクを目指してトップランナーといえる建物にしていきたい。高層棟ですから環境影響は免れないと思うのですが、プラスの意味での環境性能向上ということでSランクを是非目指していただきたいと思っておりますので、Aランク以上という文言よりはSと書いていただいた方がよいのではないかとお願いになります。

【事業者】

大変難しいお話をいただきまして、努力いたしますとしかいいようがないのですが頑張ります。

【佐土原会長】

是非よろしくお願ひします。

【中村委員】

教えていただきたいのですが、土壌汚染ですが、土対法の基準を超え

ているところがあるけれども届出だけで良いということが73ページ等にも書いてあるのですが、ここで土壌の排出があったというのは汚染があったから排出したのではなくて、ただ土地の改変で排出したというふうにとるのか、それが一点目です。

それから73ページにここ「1882年から1906年にかけて埋立」その後、汚すような使用はなかったというふうに書かれているのですが、基準を超えているというのは、汚染物質がどこからどういうものが由来したというふうを考えているのか教えていただければと思います。

【事業者】 73ページの件でございますが、こちらの内容としましては次のページに届け出が出されている位置の指定の図面を記載させていただいてございます。今回の調査範囲、この図画の中での調査の中ではこちらの方ではそういう届出があったということで、今回の計画区域の中ではそういう形ではないということでございます。自然由来的なものということも当然考えられるとは思いますが、なぜそういうものが発生しているのかといわれますと周辺地域に関してはこちらの方では把握しかねているという状況でございます。

併せまして、地歴関係をもうちょっと細かく、確認いたします。現状この場所は、木材の貯蓄場になっていたという経緯もございますので、今回権利者の中にその会社さんも残っていますのでその辺の経緯的なものも確認させていただこうと思います。

【田中伸治委員】 交通の車の動線のことについてお聞きしたいのですが、配慮書の10ページを見ますと、主なアクセスは敷地の北側を東西に通る環状一号線からだと思いますが、内側に入って北東側に抜ける、向きとしては反時計回りの動線になっていますが、規制の方向を変えてまでこちら向きにしたというのは何か理由があるのかということをお聞きします。

また、スライドの38ページで駐車場の整備に関してという説明がありましたけれども、タクシーの乗降場整備という記述がありまして、一方配慮書の9ページにはタクシーの待機場となっていますが、これはどちらなのか確認をしたいのですが。

【事業者】 タクシーの件ですが、これはタクシーの乗降場でございます。これは「エキサイトよこはま22」という横浜市が作成している計画の中で西口のタクシー乗り場の分散配置というお話がございます。その分散配置の一部として約20台ぐらいのタクシーの乗り場をこちらに設けるということで、実際事業はわれわれの組合で運営する訳ではないので、道路局の方に将来的に移管していくというような形で考えています。

それから規制変更のお話がありましたが、反時計回りで車を出していくというお話について、図を見てもなかなかわかりづらいと思いますが。

【田中伸治委員】 12ページを見ますと従前の規制は時計まわりになるようですが。

【事業者】 市道の106号と116号の話がありました。116号というのが北側の道路でございます。今回この計画地の中には道路が通り抜けている形で、その道路を廃道して敷地を大街区化していく形になっています。ほとんどの道路が一方通行であったのですが、今回車を投入する道路の106号線、こちらだけ唯一双方向の通行になっております。この双方向の道路を現状8mから12mに拡幅して、そこから車を入れるのが一番周辺に対してロスがなさそうだ、というのがまず一点。これは県警との協議のなかで決まったことです。

また今度出す方の道路ですが、北側から出る形となっています。現状その北側の道路というのは確かに規制の方向としては駅側にいく道路となっていますが、これを規制変更して北側から出す計画としました。こちらの道路は、計画地の土地ではないということもあって隣接する建物によって拡幅ができない、そうするとどうしても一方通行になってしまう。ここから車を入れるとJRの駐車場の真横にある計画になっておりますので、そこでのバッティングもある。なおかつここから車を出すにあたっては信号処理もできるけれども、入れるとなると手前のJRの駐車場とのバッティングが非常に重なるということもあり、北側から出していくという計画、これが一番スムーズに車が流れるのではないかとということで県警と相談した中での計画となっております。

【田中伸治委員】 一点だけ、そうしますと7ページの方を見ますと住宅の車両の入口と出口というのが北側の道路についているのですが、これは出口が手前にあり、入口が奥にあるということになりますが、これは何か理由があるのですか？

【事業者】 どちらも右折イン、右折アウトで一方通行という形になっております。住宅車両の入口と書いてあるところ、要は一階平面図がいま出ていない状態なので中の形態がわかりづらい形ですが、駐車場の低層棟と書いてある真下に機械式の駐車場があります。次のページの断面図で見ていただきますと左側の図面にタワーパーキングが住宅棟の死角部分に隠れた形で入っております。この部分に駐車場の乗り入れ口、それから車寄せがこの部分に隠れているため、こちらを入口としております。

また駐車場ですが、台数として住宅用のものが100台あまり、発集量的にこの規模では、住宅の一日の発生集中量と両方足し算して250くらいだったと思いますから、125台程度ということでそんなに多くない台数であればこの形であっても何とか処理できるか、ということでこのような計画としております。

【佐土原会長】 他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。それではよろしければご説明どうもありがとうございました。それではご退場ください。

エ 審議

【佐土原会長】 それでは審議に入りたいと思います。ただいまの件に関して更にご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

【田中稲子委員】 ちょっと気になったのが、配慮事項の中にエネルギーの項目が非常に多岐に渡っていて、そもそもこういう配慮事項の設定なのではないのですが、例えば(1)～(3)の温室効果ガス、(4)の環境負荷低減、(6)、(7)、(9)にエネルギーの配慮すべき項目が少しずつ入っていたのですが、評価する段階では、わかりやすい資料として一つになるとは思いますが、エネルギーに関して評価書を作成する段階でわかりやすい結果の出し方をご指導いただけるとありがたいと思います。

【事務局】 了解しました。図書の見やすさというのは非常に重要だと思いますので工夫して出していきたいと思っております。

【佐土原会長】 他にご意見ありますでしょうか。それでは配慮書の段階で、諮問・答申という形ではなく、審査会の意見を聴くということとなっています。審査会の意見を聴いた上で配慮市長意見書を作成することとなっていますので、よろしくお願ひします。

(2) アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜事業 計画段階配慮書について

ア 審査会に対し、事務局が意見聴取を依頼した。

イ 概要を事業者が説明した。

ウ 質疑

【佐土原会長】 ただいまの説明に対して、ご意見ご質問があればお願いします。

【小長井委員】 この地域は、東日本大震災の時には液状化が発生しています。航空レーザーで計測して、地震前の標高とくらべて、地殻変動成分を除いた液状化の沈下成分が、かなり大きいレベルになっています。

地盤改良や個別な対応が必要になってくるとは思います。問題は、この敷地だけがいいというわけにはいかなくて、ここにつながるライフライン系に障害が起こった時に、施設の運転をどうするのか。そういう時の対応を考えておかなければいけないと思います。そういう点の配慮も必要だと思うのですが、その点はいかかですか。

【事業者】 設備については、災害等が起きた時は一旦止めて、停止状態にします。点検をして稼働が可能であれば、すぐに運転を再開します。この場所を付近の避難所にも、将来考えています。すぐ点検して、立ち上げて可能であれば発電までして、受け入れ態勢にしたいと思います。

【小長井委員】 施設をそれなりの対応にして、ということだと思いますが、その範囲で済まない場合。外からのライフライン系が阻害された時のことまで、想定しなければだめではないかということで、質問させていただいたのですが。

【事業者】 設備を速やかに停止する。廃棄物関係はすべてシャッターの中に、閉じ込めていますので、そんな状態で停止状態にします。

【小長井委員】 津波の話がありましたが、高潮もハザードマップに含まれていると思うのですが。高潮の方が頻度的には多いと思いますが、対応は津波と同じですか。

【事業者】 その通りです。

【水野委員】 排ガスの処理のことでお聞きしたいのですが、スライド10ページに排ガス処理計画があります。ここには記載がありませんが、煙突の高さは約35mということですが、このまわりに高い建物が多くあったり、建物高さや煙突の高さの問題、排ガスのスピードの問題、いろいろの組み合わせで、濃度が変わってくると思うのですが、この計画において、何の影響のない、建物の影響がない場合で、地上の濃度がどのくらいになるか。特に海から風が吹いてきた場合などに、どのようになるかの情報がないと、地上の影響が、これだけでは推定できないわけです。そういうシミュレーションの結果、簡単なものであってもいいのかもしれませんが、そういうものを示していただけられないのですか。

【事業者】 この場所は、金沢区長浜測定局によると、風向が一番多いのが南南西です。前が海なので、海の方に行きます。次に北寄りの風です。北寄りの風も海に行きます。この周辺には高い建物はあまりありません。約35mという実績のある高さを設定しました。影響評価段階に入っていないので、このような想定で、評価しています。

【水野委員】 いずれはそういうシミュレーションをするのですか。

【事業者】 この配慮書によっては、そこまでのシミュレーションも想定しています。

【中村委員】 水処理について配慮書9ページについてですが。プラント内に降った雨などは全部貯められて、焼却炉内に噴霧となっていますが、排水の量によっては、焼却炉は、廃棄物の焼却なので、1日90トン燃やす時でも、出る排水がどのくらいで、それを噴霧して、それでも焼却炉の性能が落ちないというシミュレーションはすでにしてあるのですか。プラントから排水が出ないというのはいいのですが、数値的なシミュレーションを踏まえてこういう案を作られているのですか。

1日90トンぐらいの処理能力で、搬入が1日平均170トンということは、建屋内に半分ぐらいは残るということですね。建屋内は負圧にしてあるということで、粉じんや悪臭が周りに行かないということですが、廃棄物を置いておく場所は、蓋があると工夫がされているのですか。

【事業者】 この焼却設備で水が必要な場所は、本体が一部水冷構造になっていて、冷却水が間接冷却としてあります。最も大きいのはボイラーから出た排ガス450℃前後を、一気にダイオキシン対策で200℃以下に冷却する、ここに水を使用します。

雨水は、貯留ピットをつくり、貯留できるだけここに貯めます。この場所は、工業用水がないので、できるだけ雨水をためて、優先的に使います。そのため、雨水が非常に重要になります。年間通して、雨水だけではこの設備を動かすのにはたりませんので、上水を入れます。廃棄物はピットのなかに保管します。その前に、受け入れ施設のスペースが広くあるので、有価物として外にだすものと、ここで焼却処理するものに分別します。焼却する廃棄物はピットで保管します。保管施設もしっかりもっている設備になっています。

【中村委員】 プラント内で出た汚水やごみピット排水等を一回汚水貯留槽に貯めて、焼却炉にだす時の汚水の量によって、焼却炉の性能が落ちるのではないかと心配なので、汚水がどのくらい出るか、シミュレーションを行われているのですか。

【事業者】 数値的なものはここにはありませんが、シミュレーションしています。ごみの発熱量の想定は、4500kcalぐらいです。もともと、水を含んだマイナスカロリーから10000kcalの幅広い廃棄物を処理できるように、設計しています。そこに汚水を入れても、支障はありません。ピットに貯めて、温度制御しながら、処理できるようにしています。

【佐土原会長】 今回の資料には、シミュレーション結果は入っていないのですか。

【事業者】 今回の資料には入っていません。計算書は入っています。

【奥副会長】 スライド3ページの事業の目的及び必要性ですが、この施設に搬入される廃棄物は、市内で発生する廃棄物のみ限定されるということでしょうか。スライド3ページには、横浜市内で発生した廃棄物を処理すると書いてあるのですが、市外からのものは、入ってこないのですか。

また、スライド27ページの運輸部門における二酸化炭素排出の制御ですが、2つ目のポチの、営業用等の社有車のなかに、いわゆる清掃車、搬出入車両も含まれていると理解していいのですか。それに関連して、搬出入車両について、収集運搬ルートのリジスティクスを効率的にするということが、二酸化炭素排出の抑制につながってくるので、そのリジスティクスの部分を検討していただきたいので、この項目の配慮事項の内容に入れて頂きたいです。

【事業者】 市内からというところですが、現状は、神奈川県内は想定していま

す。県内を含めまして、搬入が可能な物であれば、受け入れはしたいと思っています。

今は、ロジスティクスの部分は何もできていませんので、回答できません。搬入車両は、基本的に子どもが使用するものというよりも、各収集運搬業者の方々が搬入するので、子どもからのお願いベースになりますが、それであれば可能かと思えます。子どもが使用する車は、低公害車で対応したいと思っています。

【井上委員】 事業目的のところに、医療系を含む廃棄物と書かれていますが、医療施設から廃棄する者の側としては、一般廃棄物、感染性の廃棄物、放射性廃棄物と分けているのですが、実際、扱う廃棄物は、どの範ちゅうのものですか。おそらく、放射性廃棄物は扱わないと思えますが。

またあつてはならないのですが、病院側から出すときに放射性廃棄物が入らないようにしているのですが、仮に間違つて混入しても大丈夫なような、受入れのところでモニタリングのような計画はあるのですか。

【事業者】 基本的には、感染性の廃棄物になります。特別管理産業廃棄物ということで、病院側で容器等に入れられた廃棄物になります。今回は、一般廃棄物の処理の許可申請まで考えていませんので、感染性の廃棄物になります。

放射性に関しては、これからの協議ですが、線量を測る測定器などを、今後、義務づけになってきていますので、そのようなかたちで、モニタリングしながら管理していきたいと思えます。

【井上委員】 スライド16ページの地域の概要及び地域の特性4で、教育施設や病院があつた場合、廃棄物処理施設が配慮すべき項目が具体的に決められているのですか。例えば悪臭だとか。チェックする項目とかが決められているのですか。一定の基準があるのですか。

【事業者】 病院にもっとも近づくのは、廃棄物の運搬車両になるかと思うのですが、運搬車両に関しましては、大気汚染や騒音振動が上げられると思えますので、最終的にアセスメントを実施する段階になりましたら、配慮項目として選定させていただく可能性はあると思えます。

【津谷委員】 建築中の環境影響について、具体的に出していただきたいのですが。

【事業者】 工事中の影響については、しかるべき段階で配慮します。

エ 審議

【佐土原会長】 何かご意見があればおねがいます。よろしいでしょうか。特になければ、この件についての審議は終了します。

(3) 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 計画段階環境配慮書について

ア 市長意見(案)を事務局が説明した。

【水野委員】 配慮書に対する意見というのは、方法書に生かしてほしいということですか。

【事務局】 その通りです。これは事業者へ直接渡しますし、神奈川県を經由して知事意見としても出ます。

【水野委員】 そうしますと、2の(1)大気環境のところで、「そのため、他の発電所の稼働による影響も考慮に入れながら、可能な限り複合的なシミュレーションの実施を検討すること」とありますが、他の発電所の稼働による影響を考慮に入れて行うということが、一つの発電所で可能なのか疑問です。「情報を集めなさい」や「情報を集めて、自分のところがどうな

っているのか確認しなさい」といったことしか出来ないのではないですか。複合的なシミュレーションを行うとすると、他のデータも集めてこないといけなくなりますが、そこまで行った発電所はないのではないかと思いますし、不可能ではないかとも思います。また、「検討すること」とあるので、方法書で検討すればいいだけなのか、判断が付きません。

【事務局】

確かに、こういった問題については、一事業者ではなく、広域的な問題になるかと思えます。文中の「可能な限り」という表現をどこまで捉えるかということになるかとも思います。また、京浜工業地帯の様子に火力発電所が多く存在する場所について、環境省も含めて、枠組み等を作っている最中であると聞いています。そういったことが早く実現してほしいという期待も込めて作成しました。もし難しいということであれば、表現を見直したいと思えます。

【水野委員】

普通、この様なことを行う場合には、地方自治体が全体の発電所のデータを持ってきて、全体の中でどうなっているかを示す様な総量規制を考えた場合にはデータを集められると思えますが、一つの事業所が全体を考えるとということは難しいので、「地域の自治体と協力してやりなさい」といった言い方の方が良いのではないですか。

【事務局】

表現については検討します。

【奥副会長】

内容ではなく字の使い方のことです。2の(1)大気汚染のところ、下から2行目に「取ること」とありますが、「採ること」が良いと思えます。

【事務局】

修正します。

【佐土原会長】

他に質問はないようですので、今日の指摘を踏まえて、検討してください。

資料

- ・(仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について (写し)
- ・(仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書に係る手続きについて
- ・(仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書のあらまし
- ・アイテック株式会社 (仮称) アイテックエコパーク横浜新設事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について (写し)
- ・アイテック株式会社 (仮称) アイテックエコパーク横浜新設事業 計画段階配慮書に係る手続きについて
- ・アイテック株式会社 (仮称) アイテックエコパーク横浜新設事業 計画段階配慮書 説明資料
- ・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 計画段階環境配慮書に対する配慮市長意見 (案)